

2021年5月12日

株 主 各 位

京都市伏見区竹田向代町22番地
株 式 会 社 白 鳩
代表取締役社長 服 部 理 基

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面による事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月26日（水曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午前11時
2. 場 所 京都市伏見区竹田鳥羽殿町5番地
京都パルスプラザ 5階ラウンジ（京都府総合見本市会館）
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の
うえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第49期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更がある場合や、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の下記当社ウェブサイト（<https://www.shirohato.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 本株主総会における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止への対応について

### 1. 当社の対応

株主総会に出席する役員及び係員についてはマスクを着用してご対応させていただく場合がございます。

### 2. ご出席を検討されている株主様へのお願い

当日までの健康状態に十分ご留意いただき、健康状態に不安を感じられた際はくれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

本株主総会における感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。

### 3. ご来場される株主様へのお願い

ご来場の株主様には、受付にてアルコール消毒液のご使用とマスク着用をご確認させていただきます。また、検温をさせていただく場合がございます。ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、係員がお声掛けをさせていただくことがありますので予めご了承ください。

また、お席にご着席される際は他の方との間隔を空けてご着席いただくようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社は「感動するインナーライフっていいね!」という企業理念のもと、主にインナーウェアをインナーメーカーから仕入れ、インターネット上のさまざまなチャネルを通じて、個人のお客様に販売するEコマース（インターネット通販）事業を展開しております。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け各種経済活動や個人消費が低迷し、一時は感染状況に落ち着きは見られたものの後半は感染が再拡大し景気の先行きは不透明な状況となっております。感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、感染の動向が経済に与える影響に十分注意する必要がありますが、総務省が2021年3月に発表した家計消費状況調査（二人以上の世帯）2021年1月分調査結果によると、ネットショッピング利用世帯割合が51.9%と前年同月の42.8%から9.1%の大幅増と2020年5月以降は50%前後を推移しており、新型コロナウイルス感染拡大によって、当社が所属するEコマース市場が人との接触機会を減らす新しい生活様式における購買手段として定着してきました。

このような状況のもと、新型コロナウイルス感染拡大によって二度に亘る国の緊急事態宣言発出によって、当社においても感染防止対策の一環として交代制勤務を余儀なくされましたが、全社一丸となった取り組みによって販売チャネルの拡充、お客様目線に立った品揃えの強化、新たな顧客層の獲得やブランディングやP B コラボ商品の強化に努め、外出自粛による巣ごもり消費拡大も相まって売上高は計画比102.4%と上回りました。特に他社との差別化と高い利益率が見込まれるP B コラボ商品の売上比率は、前年の19.6%から23.8%と4.1%増と順調に推移しました。また、au PAY マーケット ベストショップ大賞2020「インナー・ルームウェアカテゴリ賞」大賞、PayPayモール レディースファッション部門「年間ベストストア2020」第2位を受賞し、多くのお客様からご支持をいただくことができました。

しかしながら、売上高の計画比は上回ったものの新本社移転直後に発生した物流システムの不具合や出荷オペレーションの停滞による販売の機会損失も発生し、お客様の信頼を損なう結果となりました。開発が大幅に遅延していたシステム販売はソフトウェア等の仕様変更に伴い納品の見通しが立たないため当事業年度での売上計上を断念し、特別損失に72,075千円を計上いたしました。また、当社が運営する企業主導型保育園においても赤字が拡大いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金は特別利益に計上しております。

この結果、当事業年度の売上高は5,694,008千円（前事業年度比8.4%増）、営業損失は172,338千円（前事業年度は46,286千円の営業損失）、経常損失は210,530千円（前事業年度は68,244千円の経常損失）、当期純損失は287,299千円（前事業年度は138,699千円の当期純損失）となりました。

上記のような業績の状況や今後の財務状況などを総合的に勘案した結果、株主の皆様への期末配当につきましては、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、WEBサイトでのインナーショップ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

#### 売上高の概況

| 期 別 | 第48期<br>2020年2月期 |        | 第49期<br>2021年2月期 |        |
|-----|------------------|--------|------------------|--------|
|     | 金額（千円）           | 構成比（％） | 金額（千円）           | 構成比（％） |
| 売上高 | 5,251,053        | 100.0  | 5,694,008        | 100.0  |

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### （2）設備投資の状況

当事業年度の設備投資（無形固定資産含む）の総額は、1,175,322千円であります。主なものは、新本社物流センターの建設計画の進捗に伴い増加した建設費（建設仮勘定）に対するものであります。

### （3）資金調達の状況

当事業年度における所要資金は、自己資金及び借入金でまかないました。

当社は、当事業年度において2期連続の経常損失及び当期純損失を計上したことで、当社が全ての該当金融機関と締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触することとなりました。

よって、当社は当該状況を解消すべく各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、期限の利益喪失請求を行わないことに同意を得ております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

#### (4) 会社が対処すべき課題

当社の属するEC小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けながらも人との接触機会を減らす新しい生活様式における購買手段としてEコマース（インターネット通販）が定着してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えず、さらなる感染拡大も懸念され景気回復の見通しは引き続き不透明な状況が継続するものと見込んでおります。

当社においては、引き続き顧客ニーズに合致した商品アイテムの拡充と、利益率の高いPBコラボ商品の企画開発・拡販に努めるとともに、稼働を開始した新本社物流センターでのSKU単位による効率的な商品管理と、新たに導入したマテハンシステム（自動制御ロジスティクスシステム）の最適化を進め出荷能力向上を図るなど、販売管理体制の向上を推進してまいります。

また、海外販売につきましては、NBメーカー参入による競争激化や新型コロナウイルス感染症の影響による発送の規制や遅延が続いております。引き続き日々変化する情勢へ対応するべく、正確かつ迅速な情報収集を行い、適宜対応できる社内体制の構築に取り組んでまいります。

なお、開発が大幅に遅延していたシステム販売はソフトウェア等の仕様変更に伴い納品の見通しが立たないため当事業年度での売上計上を断念し、特別損失に72,075千円を計上いたしました。

当社は引き続き、価格、商品価値、顧客サービスにおいてさらなる差別化を図り、お客様に感動をお届けできる企業となることが最重要課題であると認識しております。加えて業容拡大に併せた経営体制の強化を図ることを目的とした組織変更を行い、各種課題に継続して取り組んでまいります。

### (5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第46期<br>2017年9月1日から<br>2018年8月31日まで | 第47期<br>2018年9月1日から<br>2019年2月28日まで | 第48期<br>2019年3月1日から<br>2020年2月29日まで | 第49期<br>(当事業年度)<br>2020年3月1日から<br>2021年2月28日まで |
|----------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 5,384,661                           | 2,667,655                           | 5,251,053                           | 5,694,008                                      |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)        | 182,394                             | 5,876                               | △68,244                             | △210,530                                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)      | 127,599                             | 959                                 | △138,699                            | △287,299                                       |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) | 22円29銭                              | 0円14銭                               | △20円84銭                             | △43円16銭                                        |
| 総 資 産 (千円)                 | 3,814,629                           | 3,657,752                           | 5,657,473                           | 7,234,533                                      |
| 純 資 産 (千円)                 | 2,838,988                           | 2,797,708                           | 2,646,437                           | 2,359,138                                      |
| 1株当たり純資産額                  | 427円69銭                             | 421円70銭                             | 397円60銭                             | 354円44銭                                        |

- (注) 1. 第47期(2019年2月期)につきましては、決算期変更により2018年9月1日から2019年2月28日までの6ヶ月の変則決算となっております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数より算出しております。

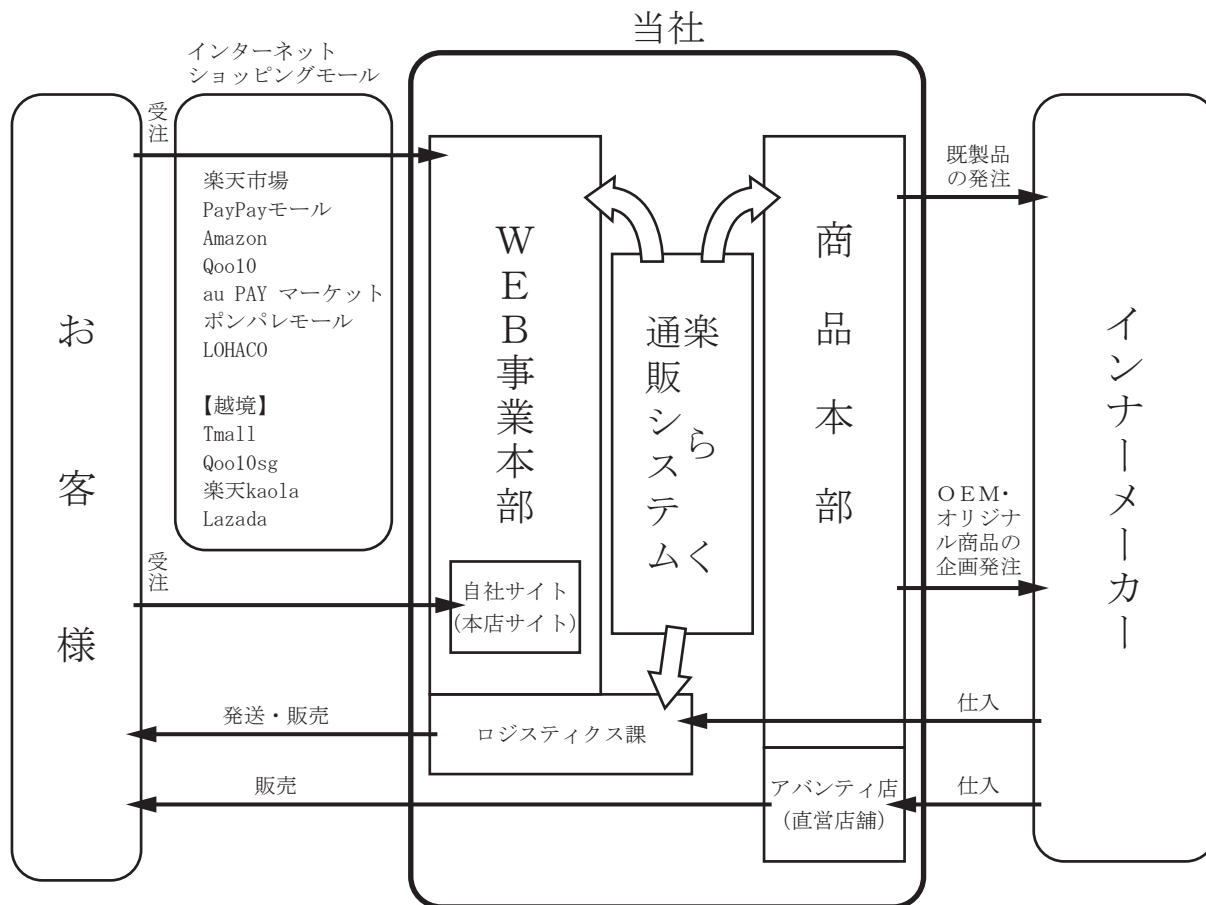
### (6) 親会社の状況

| 会社名       | 住所     | 資本金<br>(百万円) | 主要な事業の内容 | 当社に対する<br>議決権比率<br>(%) | 当社との関係        |
|-----------|--------|--------------|----------|------------------------|---------------|
| 小田急電鉄株式会社 | 東京都渋谷区 | 60,359       | 鉄道事業等    | 40.17                  | 資本業務提携・役員等の受入 |

- (注) 当社は親会社である小田急電鉄株式会社が運営するCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に参加しており、また、個別に極度貸付枠の設定を受けておりますが、当該取引に当たっては、市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当社取締役会は同社との貸借取引から生じる金利は市中金利に連動していることから適正であり、当社の利益を害する取引ではないと判断しております。

(7) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

当社は、主に個人顧客に対し、インターネット上のさまざまなチャネルを通じてインナーウェアを提供しております。主なチャネルとして、自社サイト、楽天市場、Amazon及びPayPayモール（Yahoo!ショッピング）等のショッピングモールサイト並びに自社スマートフォンサイトがあります。また、仕入商品選定のためのアンテナ店舗としての機能を持たせるとともに、WEB事業の顧客に安心感を与えることを目的として京都市内に直営店舗を有し、インナーウェアの販売を行っております。



(8) 主要な事業所 (2021年 2 月28日現在)

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 本 | 社 | 京都府京都市伏見区 |
| 営 | 業 | 東京都渋谷区    |
| 店 | 舗 | アバンティ店    |
|   |   | 京都府京都市南区  |

(9) 従業員の状況 (2021年 2 月28日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 92名  | 4名増    | 37.8歳 | 5.7年   |

(注) 上記従業員のほか、臨時雇用者82名が在職しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年 2 月28日現在)

| 借入先       | 借入額         |
|-----------|-------------|
| 小田急電鉄株式会社 | 2,614,828千円 |
| シンジケートローン | 1,462,500千円 |

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計4行からの協調融資によるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,669,700株
- (3) 株主数 2,111名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                 | 持 株 数<br>(千株) | 持 株 比 率<br>(%) |
|-----------------------|---------------|----------------|
| 小 田 急 電 鉄 株 式 会 社     | 2,673         | 40.16          |
| 池 上 勝                 | 545           | 8.19           |
| 池 上 正                 | 513           | 7.72           |
| 伊 藤 真 吾               | 333           | 5.01           |
| 株 式 会 社 ア イ テ イ フ オ ー | 200           | 3.00           |
| 弘 田 敬 子               | 138           | 2.08           |
| 弘 田 了                 | 138           | 2.08           |
| 京 都 中 央 信 用 金 庫       | 111           | 1.67           |
| イ シ ザ カ ト シ ュ キ       | 95            | 1.43           |
| 富 田 紀 之               | 70            | 1.05           |

（注）持株比率は自己株式（13,738株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当          | 重 要 な 兼 職 の 状 況               |
|---------|----------------------|-------------------------------|
| 池 上 勝   | 代表取締役会長兼社長           |                               |
| 池 上 正   | 取締役副社長<br>新規事業開発統括担当 |                               |
| 弘 田 了   | 取締役<br>商品本部担当        |                               |
| 服 部 理 基 | 取締役<br>管理本部担当        |                               |
| 川 崎 亨   | 取締役<br>WEB事業本部担当     |                               |
| 山 本 武 史 | 取締役                  | 小田急電鉄株式会社 事業企画部長              |
| 清 水 恒 夫 | 取締役                  |                               |
| 松 田 伸 裕 | 監査役（常勤）              |                               |
| 橋 本 宗 昭 | 監査役                  |                               |
| 岩 永 憲 秀 | 監査役                  | 岩永公認会計士事務所 代表<br>ひかり監査法人 代表社員 |
| 平 尾 嘉 晃 | 監査役                  |                               |

- (注) 1. 取締役清水恒夫氏は社外取締役であります。
2. 監査役橋本宗昭氏、監査役岩永憲秀氏及び監査役平尾嘉晃氏は社外監査役であります。
3. 監査役岩永憲秀氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役平尾嘉晃氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有するものであります。
5. 当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2020年5月27日開催の第48回定時株主総会において、取締役に山本武史氏が新たに選任され就任いたしました。
- (2) 2020年5月27日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、取締役沓澤孝一氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当社は、監査役橋本宗昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当、重要な兼職の異動は次のとおりであります。

| 氏 名     | 新地位及び担当、重要な兼職の状況      | 旧地位及び担当、重要な兼職の状況     | 異 動 年 月 日 |
|---------|-----------------------|----------------------|-----------|
| 池 上 勝   | 代表取締役会長 商品本部担当        | 代表取締役会長兼社長           | 2021年4月1日 |
| 服 部 理 基 | 代表取締役社長               | 取締役<br>管理本部担当        | 2021年4月1日 |
| 池 上 正   | 取締役 I R 広報室長          | 取締役副社長<br>新規事業開発統括担当 | 2021年4月1日 |
| 弘 田 了   | 取締役                   | 取締役<br>商品本部担当        | 2021年4月1日 |
| 山 本 武 史 | 小田急電鉄株式会社<br>グループ経営部長 | 小田急電鉄株式会社<br>事業企画部長  | 2021年4月1日 |
| 川 崎 亨   | 取締役                   | 取締役<br>WE B 事業本部担当   | 2021年4月1日 |
|         | 小田急電鉄株式会社<br>顧客価値創造部長 | 小田急電鉄株式会社            | 2021年4月1日 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員及び取締役山本武史氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                  | 支 給 人 員 ( 名 ) | 報酬等の総額 ( 千円 )     |
|----------------------|---------------|-------------------|
| 取<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 8<br>(1)      | 57,633<br>(1,200) |
| 監<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 4<br>(3)      | 7,626<br>(3,600)  |
| 合<br>(う ち 社 外 役 員 計) | 12<br>(4)     | 65,259<br>(4,800) |

- (注) 1. 上記には、2020年5月27日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第45回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2011年11月25日開催の第39回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
5. 上記には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額△5,057千円（取締役△5,123千円、監査役66千円）、株式報酬費用6,316千円（取締役6,316千円）を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役岩永憲秀氏は、岩永公認会計士事務所の代表及びひかり監査法人の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 及 び 氏 名 | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 清 水 恒 夫 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、元経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                |
| 監査役 橋 本 宗 昭 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、元経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 岩 永 憲 秀 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。  |
| 監査役 平 尾 嘉 晃 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。           |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定及び当社定款第23条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 名称

P w C 京都監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,900千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,900千円  |

- (注) 1. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針並びに運用状況に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

### (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を制定し、役職員はこれを遵守する。
- ② 「取締役会規程」、「就業規則」をはじめとする社内規程を制定し、役職員はこれを遵守し健全な企業経営を目指し、経営理念の実現に向け活動する。
- ③ 経営企画室をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、道徳を背景とした企業経営を目指す。
- ④ 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査担当を選任し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は磁気的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 文書管理部署である総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

### (5) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- ② 内部監査による業務監査により、会社の業務全般にわたる法令遵守と適正かつ正確化を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
  - ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役が行うこととする。
  - ③ 当該使用人の人事異動については、事前に監査役の同意を得ることとする。
  - ④ 当該使用人の懲戒処分を行う際は、事前に監査役会に報告し、あらかじめ監査役会の承諾を得ることとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
  - ② 監査役への報告・情報提供は速やかに文書をもって行う。
  - ③ 取締役及び使用人は、法令違反行為等又は、違反に該当する恐れがあるものについて、通常の職制ラインを通じて通報が出来ない場合は、内部通報制度の窓口である小田急グループ・コンプライアンスホットラインに対して相談又は通報を行うものとする。
  - ④ 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないこととする旨を社内規程に規定する。
  - ⑤ 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な処置を講じる旨を社内規程に規定する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役又は監査役会が、監査の実施のために必要な費用を請求するときは、監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じることとする。
  - ② 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ③ 監査役は、取締役会をはじめ、常勤役員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
  - ④ 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
  - ② 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(10) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- ・当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ・反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。

② 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- ・「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とする。
- ・反社会的勢力の排除を推進するために総務部を統括部署とする。
- ・取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ・反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から反社会的勢力排除のための情報の収集を行う。
- ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平時から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

当社の取締役会は、取締役7名（内、社外取締役1名）で構成されており、毎月1回、取締役及び監査役が出席する定例取締役会を開催しており、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監視を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、常勤役員会等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

なお、当社は、内部監査部門による内部統制の運用状況のモニタリングにおいて大幅な改善を必要とする不備は指摘されておらず、監査役会においても当該運用の状況について特段の指摘を行う事象がないことを確認しております。

---

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2021年 2 月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額         | 科 目               | 金 額         |
|-------------------|-------------|-------------------|-------------|
| (資 産 の 部)         |             | (負 債 の 部)         |             |
| 流 動 資 産           | 2, 387, 879 | 流 動 負 債           | 3, 290, 039 |
| 現 金 及 び 預 金       | 548, 669    | 支 払 手 形           | 36, 448     |
| 売 掛 金             | 243, 863    | 電 子 記 録 債 務       | 135, 262    |
| 商 品               | 1, 228, 263 | 買 掛 金             | 127, 212    |
| 貯 蔵 品             | 32, 946     | 短 期 借 入 金         | 2, 614, 828 |
| 前 渡 金             | 255         | 1 年以内返済予定の長期借入金   | 75, 000     |
| 前 払 費 用           | 16, 034     | 前 受 金             | 6, 050      |
| 未 収 入 金           | 35, 995     | 前 受 収 益 金         | 211         |
| そ の 他             | 282, 387    | 未 払 費 用           | 172, 794    |
| 貸 倒 引 当 金         | △536        | 未 払 法 人 税 等       | 56, 397     |
| 固 定 資 産           | 4, 846, 653 | 預 り 金             | 7, 505      |
| 有 形 固 定 資 産       | 4, 563, 224 | 賞 与 引 当 金         | 9, 986      |
| 建 物               | 2, 499, 256 | 返 品 調 整 引 当 金     | 29, 801     |
| 構 築 物             | 49, 523     | ポ イ ン ト 引 当 金     | 351         |
| 機 械 及 び 装 置       | 672, 808    | そ の 他             | 15, 248     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 49, 708     | 固 定 負 債           | 2, 939      |
| 土 地               | 1, 291, 928 | 長 期 借 入 金         | 1, 585, 355 |
| 無 形 固 定 資 産       | 42, 248     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 1, 387, 500 |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 42, 248     | 資 産 除 去 債 務       | 141, 938    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 241, 180    | 繰 延 税 金 負 債       | 847         |
| 保 険 積 立 金         | 224, 501    | そ の 他             | 69          |
| 従業員に対する長期貸付金      | 64          |                   | 55, 000     |
| 出 資 金             | 810         | 負 債 合 計           | 4, 875, 395 |
| 差 入 保 証 金         | 4, 557      | (純 資 産 の 部)       |             |
| 敷 金               | 6, 640      | 株 主 資 本           | 2, 359, 138 |
| 破 産 更 生 債 権 等     | 2, 343      | 資 本 金             | 1, 196, 654 |
| 長 期 前 払 費 用       | 4, 392      | 資 本 剰 余 金         | 1, 186, 654 |
| 貸 倒 引 当 金         | △2, 130     | 資 本 準 備 金         | 1, 186, 654 |
| 資 産 合 計           | 7, 234, 533 | 利 益 剰 余 金         | △24, 081    |
|                   |             | 利 益 準 備 金         | 1, 500      |
|                   |             | そ の 他 利 益 剰 余 金   | △25, 581    |
|                   |             | 繰 越 利 益 剰 余 金     | △25, 581    |
|                   |             | 自 己 株 式           | △87         |
|                   |             | 純 資 産 合 計         | 2, 359, 138 |
|                   |             | 負 債 純 資 産 合 計     | 7, 234, 533 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年3月1日から)  
(2021年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目 |     | 金 額       |
|-----|-----|-----------|
| 売上  | 高価  | 5,694,008 |
| 売上  | 原価  | 3,524,029 |
| 売上  | 総利  | 2,169,978 |
| 返品  | 引当金 | 9         |
| 差引  | 売上  | 2,169,987 |
| 販売費 | 及び  | 2,342,326 |
| 営業  | 業   | 172,338   |
| 営業  | 外   |           |
| 受取  | 利   | 17        |
| 受取  | 当   | 33        |
| 債務  | 勘定  | 1,192     |
| 協賛  | 金   | 456       |
| 為替  | 差   | 417       |
| 助成  | 金   | 1,012     |
| 受取  | 補償  | 121       |
| 保費  | 園   | 9,285     |
| 雑   | 運   | 391       |
| 営業  | 外   |           |
| 支払  | 利   | 18,967    |
| 消費  | 費   | 689       |
| 保費  | 園   | 30,789    |
| 雑   | 運   | 674       |
| 経   | 損   |           |
| 特   | 利   | 210,530   |
| 特   | 調整  | 6,994     |
| 雇用  | 助成  |           |
| 固定  | 資産  | 42,692    |
| たな  | 卸   | 37,840    |
| 税引  | 当期  |           |
| 法人  | 税   | 3,240     |
| 法人  | 税   | △10       |
| 当期  | 純損  | 287,299   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から)  
(2021年2月28日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本     |             |              |           |                           |              |      |             | 純資産合計       |
|-----------|-------------|-------------|--------------|-----------|---------------------------|--------------|------|-------------|-------------|
|           | 資 本 金       | 資本剰余金       |              | 利 益 剰 余 金 |                           |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |             |
|           |             | 資本準備金       | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |             |
| 当 期 首 残 高 | 1, 196, 654 | 1, 186, 654 | 1, 186, 654  | 1, 500    | 261, 717                  | 263, 217     | △87  | 2, 646, 437 | 2, 646, 437 |
| 当 期 変 動 額 |             |             |              |           |                           |              |      |             |             |
| 自己株式の取得   |             |             |              |           |                           |              | △0   | △0          | △0          |
| 当 期 純 損 失 |             |             |              |           | △287, 299                 | △287, 299    |      | △287, 299   | △287, 299   |
| 当期変動額合計   | －           | －           | －            | －         | △287, 299                 | △287, 299    | △0   | △287, 299   | △287, 299   |
| 当 期 末 残 高 | 1, 196, 654 | 1, 186, 654 | 1, 186, 654  | 1, 500    | △25, 581                  | △24, 081     | △87  | 2, 359, 138 | 2, 359, 138 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

##### ② 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |        |
|------|--------|
| 建物   | 15～38年 |
| 建物以外 | 2～20年  |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

##### ③ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品実績を基に算出した損失見込額を計上しております。

##### ④ ポイント引当金

将来のポイントの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

##### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理  
 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 393,395千円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務  
 親会社に対する金銭債権・債務  
 短期金銭債務 2,614,828千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 2,227,037千円 |
| 土地 | 897,845千円   |
| 計  | 3,124,883千円 |

②担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 75,000千円    |
| 長期借入金         | 1,387,500千円 |
| 計             | 1,462,500千円 |

4. 財務制限条項

借入金のうち、当社が複数の金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約に係る当事業年度末の残高合計1,462,500千円には、下記内容の財務制限条項が定められております。今後、当社の純資産、経常利益又は当期純利益が下記条項に定める水準を下回ることとなった場合、借入先金融機関の請求により、当該借入について期限の利益を喪失する可能性があります。

(財務制限条項)

- ①借入人は、2020年2月以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2019年2月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きいほうの75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。
- ②借入人は、2020年2月以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。
- ③借入人は、2020年2月以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の税引後当期損益に関して、それぞれ2期連続して税引後当期損失を計上しないことを確約する。

当社は、当事業年度末において、2期連続経常損失及び当期純損失を計上したため、上記②及び③の財務制限条項に抵触しておりますが、借入先の金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使をしない旨の同意を得ております。

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額  
売上原価 18,582千円

2. 関係会社との取引高  
親会社との取引高  
営業外取引高 11,568千円

3. 固定資産除却損及びたな卸資産評価損

当事業年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）

開発中のソフトウェア等の仕様変更により、これに伴う損失を固定資産除却損に34,235千円、たな卸資産評価損に37,840千円計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数  
普通株式 6,669,700株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び数  
普通株式 13,738株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の内訳

|            |            |  |
|------------|------------|--|
| 繰延税金資産     |            |  |
| 税務上の繰越欠損金  | 73,461千円   |  |
| たな卸資産評価損   | 26,271千円   |  |
| 賞与引当金      | 9,098千円    |  |
| 貸倒引当金超過額   | 814千円      |  |
| 役員退職慰労引当金  | 43,333千円   |  |
| 固定資産除却損    | 10,451千円   |  |
| その他        | 18,781千円   |  |
| 小計         | 182,212千円  |  |
| 評価性引当額     | △182,212千円 |  |
| 繰延税金資産合計   | 一千円        |  |
| 繰延税金負債     |            |  |
| 建物（資産除去債務） | △69千円      |  |
| 合計         | △69千円      |  |
| 繰延税金負債合計   | △69千円      |  |
| 繰延税金資産の純額  | △69千円      |  |

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名 | 所在地    | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との関係     | 取引の内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------|--------|--------------|-------|---------------------------|---------------|-----------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | 小田急電鉄株式会社  | 東京都渋谷区 | 60,359       | 鉄道事業等 | (被所有)<br>40.17            | 資本業務提携・役員等の受入 | 資金の借入(注)2 | 2,178,480    | 短期借入金 | 2,614,828    |
|     |            |        |              |       |                           |               | 支払利息(注)2  | 11,568       |       |              |

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 資金の借入に係る取引は、小田急電鉄グループで運用されておりますCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）及び小田急電鉄株式会社よりの直接借入（極度貸付）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器及び車両の一部をリース契約により使用しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。当社は小田急グループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に参加しており、一時的な余資の預け入れや短期的な運転資金の調達は主にCMSにより対応しております。また、金融機関からシンジケートローンにより調達した資金については、専ら本社物流センターの建設資金に充当しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金と本社物流センター建設費用の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後1年であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(顧客の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、販売管理規程に従い外部の与信管理システムで与信照会をし、適切に不良債権の発生軽減に努めております。

##### ② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金については、定期的に残高と金利の動向を把握し、管理しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                     | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|---------------------|-----------|-----------|-----|
| ① 現 金 及 び 預 金       | 548,669   | 548,669   | —   |
| ② 売 掛 金             | 243,863   | 243,863   | —   |
| 資 産 計               | 792,533   | 792,533   | —   |
| ① 支 払 手 形           | 36,448    | 36,448    | —   |
| ② 電 子 記 録 債 務       | 135,262   | 135,262   | —   |
| ③ 買 掛 金             | 127,212   | 127,212   | —   |
| ④ 短 期 借 入 金         | 2,614,828 | 2,614,828 | —   |
| ⑤ 未 払 金             | 172,794   | 172,794   | —   |
| ⑥ 未 払 法 人 税 等       | 7,505     | 7,505     | —   |
| ⑦ 長期借入金（1年内返済予定を含む） | 1,462,500 | 1,462,500 | —   |
| 負 債 計               | 4,556,551 | 4,556,551 | —   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

### 資産

#### ①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

#### ①支払手形、②電子記録債務、③買掛金、④短期借入金、⑤未払金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### ⑦長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）は変動金利であり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|             | 1 年 以 内 | 1 年 以 超<br>5 年 以 内 | 5 年 以 超<br>10 年 以 内 | 10 年 超 |
|-------------|---------|--------------------|---------------------|--------|
| 現 金 及 び 預 金 | 548,669 | —                  | —                   | —      |
| 売 掛 金       | 243,863 | —                  | —                   | —      |

## 3. 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|                   | 1 年 以 内   | 1 年 以 超<br>2 年 以 内 | 2 年 以 超<br>3 年 以 内 | 3 年 以 超<br>4 年 以 内 | 4 年 以 超<br>5 年 以 内 | 5 年 超     |
|-------------------|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------|
| 短 期 借 入 金         | 2,614,828 | —                  | —                  | —                  | —                  | —         |
| 長期借入金(1年内返済予定を含む) | 75,000    | 75,000             | 75,000             | 75,000             | 75,000             | 1,087,500 |

### (賃貸等不動産に関する注記)

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、京都府において賃貸用のビル(旧本社、土地を含む)を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,053千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期中増減額及び当期末時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

|          |        | 当事業年度<br>(2021年2月28日現在) |
|----------|--------|-------------------------|
| 貸借対照表計上額 | 当期首残高  | —                       |
|          | 当期中増減額 | 667,383                 |
|          | 当期末残高  | 667,383                 |
| 当期末時価    |        | 777,551                 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当該増減額のうち、当事業年度の主な増加額は賃貸開始に伴う計上(682,975千円)、減少額は減価償却費(9,107千円)及び固定資産除却損(6,485千円)であります。
3. 当期末時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額であります。

( 1 株当たり情報に関する注記)

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 1. 1 株当たり純資産額          | 354円44銭    |
| 2. 1 株当たり当期純損失         | 43円16銭     |
| (注) 算定上の基礎は次のとおりであります。 |            |
| 当期純損失                  | 287,299千円  |
| 普通株主に帰属しない金額           | －千円        |
| 普通株式に係る当期純損失           | 287,299千円  |
| 普通株式の期中平均株式数           | 6,655,963株 |

(重要な後発事象に関する注記)

(多額な資金の借入)

当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、次のとおり資金の借換えについて決議し、2021年3月31日に実行致しました。

1. 借換えの資金使途

当社は、2021年3月31日に期限の到来する親会社である小田急電鉄株式会社よりの直接借入（極度貸付）650百万円について、同社から提供を受けているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による借入と一本化するため、2021年3月31日付けにて借換えを実行致しました。

2. 借入先

小田急電鉄株式会社

3. 借入金額

2,600百万円

4. 利率

0.9%（固定）

5. 借入日

2021年3月31日

6. 返済期限

2022年3月31日

7. 担保提供資産又は保証の内容

当社土地及び建物

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年 4 月26日

株式会社白鳩

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

京都事務所

|                   |       |   |   |     |
|-------------------|-------|---|---|-----|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 | 村 | 源 ⑩ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 江 | 口 | 亮 ⑩ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社白鳩の2020年3月1日から2021年2月28日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告に記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月27日

|               |         |
|---------------|---------|
| 株 式 会 社 白 鳩   | 監 査 役 会 |
| 常勤監査役 松 田 伸 裕 | ㊞       |
| 社外監査役 橋 本 宗 昭 | ㊞       |
| 社外監査役 岩 永 憲 秀 | ㊞       |
| 社外監査役 平 尾 嘉 晃 | ㊞       |

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条（招集権者及び議長）及び第21条（取締役会の招集権者及び議長）につきまして、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                          | 変 更 案                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) ～ (5) (条文省略)<br>(新 設)<br>( <u>6</u> ) 前各号に付帯関連する一切の業務 | (目的)<br>第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) ～ (5) (現行どおり)<br><u>(6) 倉庫業</u><br>( <u>7</u> ) 前各号に付帯関連する一切の業務 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名   | 生 年 月 日    | 略 歴 、 地 位 、 担 当<br>（ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有株式数    |
|-----------|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1         | 池 上 勝 | 1940年9月18日 | 1961年10月 日本金銭登録機販売㈱入社<br>1962年11月 ㈱日動製作所入社<br>1965年10月 ストッキングの職域販売業として創業<br>1974年8月 当社設立 代表取締役社長<br>2017年8月 当社代表取締役社長<br>仕入本部長<br>2017年11月 当社代表取締役会長<br>仕入本部長<br>2018年4月 当社代表取締役会長<br>仕入本部担当<br>2019年5月 当社代表取締役会長<br>仕入事業部兼デザイン部担当<br>2020年3月 当社代表取締役会長兼社長<br>2021年4月 当社代表取締役会長 商品本部担当<br>(現任) | 545,600株 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名     | 生 年 月 日        | 略 歴、地 位、担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有株式数   |
|-----------|---------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 2         | 服 部 理 基 | 1961年 3 月 21 日 | 2004年 7 月 (株)アルメックス(現トーヨー技研(株))<br>取締役管理部長<br>2009年 4 月 (株)協美取締役 (非常勤)<br>2011年 8 月 当社入社管理部長<br>2011年11月 当社取締役管理部長<br>2015年12月 当社取締役<br>管理本部長<br>2016年 9 月 当社取締役<br>情報システム部担当兼管理部長<br>2017年 8 月 当社取締役<br>管理本部長<br>2019年 5 月 当社取締役<br>経理部兼総務部担当<br>2020年 3 月 当社取締役<br>管理本部担当<br>2021年 4 月 当社代表取締役社長 (現任)                                                           | 12,000株 |
| 3         | 清 水 恒 夫 | 1948年10月30日    | 1971年 3 月 (株)ワコール(現(株)ワコールホールディ<br>ングス) 入社<br>1983年12月 ホンコンワコール(株)社長<br>1991年 1 月 ワコールフランス(株)社長<br>2002年 6 月 (株)ワコール執行役員ワコールブラン<br>ド事業本部大阪店 (専門店担当) 店長<br>2005年 6 月 同社常務執行役員<br>ワコールブランド事業本部長<br>2006年 4 月 (株)ワコール専務執行役員<br>2006年 6 月 同社取締役・専務執行役員<br>2008年 4 月 同社取締役・専務執行役員<br>営業統括担当補佐<br>2008年 6 月 (株)ワコールホールディングス取締役<br>2013年 7 月 当社顧問<br>2013年11月 当社取締役 (現任) | 一株      |

| 候補者<br>番号 | 氏 名     | 生 年 月 日       | 略 歴、地 位、担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                              | 所有株式数 |
|-----------|---------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 4         | 山 本 武 史 | 1971年 2 月 4 日 | 1993年 4 月 小田急電鉄㈱入社<br>2008年 6 月 同社経営企画部課長<br>2014年 6 月 同社事業企画部課長<br>2017年 6 月 小田急不動産㈱出向 取締役<br>経営企画本部長兼経営企画部長<br>2018年 4 月 同社取締役<br>経営企画本部長兼経理部長兼人事総務部長<br>2020年 4 月 小田急電鉄㈱ 事業企画部長<br>2020年 5 月 当社取締役（現任）<br>2021年 4 月 小田急電鉄㈱ グループ経営部長（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>小田急電鉄㈱ グループ経営部長 | 一株    |

（注） 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 山本武史氏は、現在当社の親会社であります小田急電鉄株式会社の業務執行者であり、過去 5 年間に  
おいては同社及び同社の子会社である小田急不動産株式会社の業務執行者でありました。なお、同氏  
の両社における現在及び過去 5 年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）」  
欄に記載のとおりであります。

3. 清水恒夫氏は、社外取締役候補者であります。

4. 清水恒夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、元経営者として豊富な経験  
と幅広い見識を有していることから、客観的・中立的立場で当社の事業運営への適切な監督・助言を  
いただけるものと期待したためであります。

5. 清水恒夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の  
時をもって 7 年 6 ヶ月となります。

6. 当社は、清水恒夫氏及び山本武史氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された  
場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

7. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被  
保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補する  
こととしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。ま  
た、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名     | 生 年 月 日    | 略 歴、地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                 | 所有株式数 |
|------------|---------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1          | 橋 本 宗 昭 | 1944年2月8日  | 1962年4月 ユニチカパークシャー(株)(現福助(株))<br>入社<br>1989年6月 同社取締役<br>2003年6月 同社監査役<br>2003年6月 ユニチカ通商(株)(現ユニチカトレーデ<br>ィング(株)) 非常勤監査役<br>2004年11月 当社監査役（常勤）<br>2012年4月 当社監査役（常勤）退任<br>2012年6月 当社監査役（非常勤）（現任）                  | 一株    |
| 2          | 岩 永 憲 秀 | 1974年1月31日 | 2000年10月 中央青山監査法人入所<br>2006年7月 岩永公認会計士事務所開設 代表(現<br>任)<br>2008年5月 ひかり監査法人社員<br>2013年11月 当社監査役（非常勤）（現任）<br>2014年8月 ひかり監査法人代表社員（現任）<br>2015年6月 京都機械工具(株)社外監査役<br><br>(重要な兼職の状況)<br>岩永公認会計士事務所 代表<br>ひかり監査法人 代表社員 | 一株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名     | 生 年 月 日        | 略 歴、地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                             | 所有株式数 |
|-----------|---------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 3         | 平 尾 嘉 晃 | 1972年 3 月 21 日 | 2001年10月 京都弁護士会 弁護士登録<br>2001年10月 中村利雄法律事務所(現弁護士法人中<br>村利雄法律事務所) 入所<br>2014年 4 月 京都弁護士会副会長<br>2016年 1 月 弁護士法人中村利雄法律事務所社員<br>(現任)<br>2016年 4 月 京都大学 法科大学院 特別教授<br>2017年11月 当社監査役 (非常勤) (現任) | 一株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名        | 生 年 月 日    | 略 歴、地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有株式数    |
|-----------|------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 4         | ※<br>弘 田 了 | 1962年1月22日 | 1988年12月 当社入社<br>2002年 5 月 当社取締役<br>2004年 9 月 当社取締役商品事業部長<br>2011年11月 当社専務取締役商品事業部長<br>2015年 2 月 当社専務取締役<br>ブルーミングスタイル事業部担当兼<br>商品事業部長<br>2015年 3 月 当社専務取締役<br>ブルーミングスタイル事業部・商品事<br>業部担当<br>2015年10月 当社専務取締役<br>ブルーミングスタイル事業部担当<br>2015年12月 当社専務取締役<br>2016年 5 月 当社専務取締役<br>事業開発改革室担当<br>2016年 9 月 当社専務取締役<br>事業開発改革室・ブルーミングスタイ<br>ル事業部担当<br>2017年 8 月 当社専務取締役<br>事業開発改革室担当<br>2019年 5 月 当社専務取締役<br>事業開発改革室兼商品開発統括担当<br>2020年 3 月 当社取締役<br>商品本部担当<br>2021年 4 月 当社取締役（現任） | 138,500株 |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任監査役候補者であります。

3. 橋本宗昭氏、岩永憲秀氏及び平尾嘉晃氏は、社外監査役候補者であります。

4. 橋本宗昭氏を社外監査役候補者とした理由は、元経営者としての長年の経験を有しており、また、当社の元監査役（常勤）であり、当社についての造詣と幅広い知見や経験を有していることから、当社の事業運営への適切な監督・助言をいただけるものと判断したためであります。

5. 岩永憲秀氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する相当程度の知見と経験を有することから、当社の事業運営への適切な監督・助言をいただけるものと判断したためであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

6. 平尾嘉晃氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の事業運営への適切な監督・助言をいただけるものと判断したためであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

7. 弘田了氏を監査役候補者とした理由は、当社入社以来一貫して商品事業に携わり、2002年5月からは取締役として長年当社の経営にも携わっております。当社の経営について、客観的・中立的な監査を遂行することができる知識及び経験を有することから、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

8. 橋本宗昭氏、岩永憲秀氏及び平尾嘉晃氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって橋本宗昭氏が8年11ヶ月、岩永憲秀氏が7年6ヶ月、平尾嘉晃氏が3年6ヶ月となります。

9. 当社は、橋本宗昭氏、岩永憲秀氏及び平尾嘉晃氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

10. 当社は、橋本宗昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

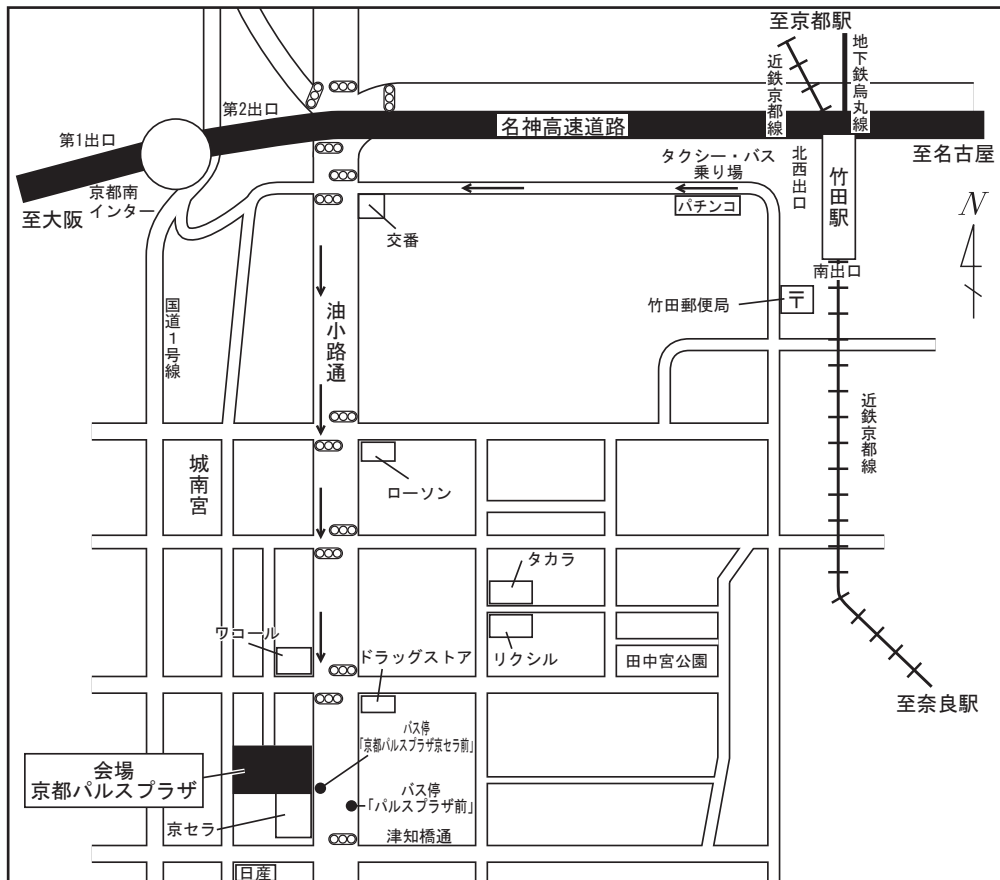
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 京都パルスプラザ 5階ラウンジ（京都府総合見本市会館）

京都市伏見区竹田鳥羽殿町5番地 電話：075-611-0011

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようにご注意ください。



## 交通機関

地下鉄烏丸線または近鉄京都線「竹田駅」下車

- ・北西出口よりタクシー5分
- ・北西出口より市バス「パルスプラザ前」下車
- ・北西出口より徒歩20分